



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 28 日（月曜日） 第 606 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	公 告
○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（漁業管理課） 1		○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意……………（水産政策課） 3
告 示		○土地改良区の定款変更の認可（19件）……………（団体指導検査課） 4
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示……………（人事課） 1		○土地改良区連合の定款変更の認可……………（ ” ） 5
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示……………（ ” ） 2		○入札公告…………… 5
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 3		○落札者等の公告…………… 6
○保安林の指定予定の通知……………（ ” ） 3		選挙管理委員会告示
		○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数…………… 6
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数…………… 6
		○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数…………… 6
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数…………… 6

規 則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 32 号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則（平成 7 年宮崎県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 号中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 260 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が定める額（平成 4 年宮崎県告示第 560 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	5,263 円	13,442 円	20 歳未満	5,499 円	13,975 円

20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円	20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円	25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円	30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円	35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円	40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円	45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円	50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円	55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円	60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円	65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,060円	13,442円	70歳以上	4,200円	13,975円

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額（以下「改正後の告示」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の告示の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 261号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年宮崎県告示第1125号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	〔略〕		常時介護を要する状態	〔略〕	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万1,290円以下であるときに限る。）。	月額8万 1,290円 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万 5,490円以下であるときに限る。）。	月額8万 5,490円 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	〔略〕		随時介護を要する状態	〔略〕	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を	月額4万 600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を	月額4万 2,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要す

	支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万600円以下であるときに限る。）。	費用として支出された額）		支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万2,700円以下であるときに限る。）。	る費用として支出された額）
--	---	--------------	--	---	---------------

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（以下「改正後の告示」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の告示の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 262号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字広原字宗源寺2850－1、2857－1、2860－1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 263号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字立平1425－2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 264号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和7年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和7年3月21日
発起人の住所及び氏名	延岡市 長瀬 正剛 延岡市 大寿水産有限会社 代表取締役 島津 忠雄
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主に深海えびびき網漁業、まき網漁業及び磯建網漁業以外の漁業を行うもの、大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号）第60条第3項に規定する漁業をいう。以下同じ。）並びに小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 3 月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）から令和 7 年 3 月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）から令和 7 年 3 月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）から令和 7 年 4 月 2 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）から令和 7 年 3 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）から令和 7 年 3 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）から令和 7 年 3 月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）から令和 7 年 3 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新富土地改良区（新富町）から令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から令和 7 年 3 月 21 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 84 条において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）から令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 マンホールトイレ用上部構造物（健常者用） 55セット
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 8 年 1 月 30 日
- (4) 納入場所 宮崎県総務部危機管理課指定のとおり
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 7 年 6 月 5 日までに下記 4 (1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 5 月 12 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5

時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 期間 令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 6 月 12 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 交付期間 令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 6 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 提出期限 令和 7 年 6 月 12 日午後 2 時（送付にあっては、令和 7 年 6 月 11 日午後 5 時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 7 年 6 月 12 日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: Manhole toilet upper structure (for non-handicapped users) 55set
- (2) Time-limit for tender: 2:00p.m. 12 June, 2025
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement 1st Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-

dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和 7 年 4 月 28 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣
- 落札に係る特定役務の名称
令和 7 年度自治体 D X サポート強化業務
 - 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
 - 落札者を決定した日
令和 7 年 3 月 27 日
 - 落札者の氏名及び住所
パーソルワークススイッチコンサルティング株式会社
東京都千代田区大手町 2 丁目 1-1 大成大手町ビル 10 階
 - 落札金額
73,997,000 円
 - 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 3 月 6 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 4 月 12 日現在次のとおりである。

令和 7 年 4 月 28 日
宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 17,497 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,351 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 4 月 12 日現在次のとおりである。

て得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 4 月 12 日現在次のとおりである。

令和 7 年 4 月 28 日
宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
日南市選挙区 13,653 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 4 月 14 日現在次のとおりである。

令和 7 年 4 月 28 日
宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 17,496 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,348 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 4 月 14 日現在次のとおりである。

令和 7 年 4 月 28 日
宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
東諸県郡選挙区 7,062 人